

奈良県毒物、劇物取扱者試験委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第八十号

奈良県毒物、劇物取扱者試験委員会規則を廃止する規則

奈良県毒物、劇物取扱者試験委員会規則（昭和二十八年七月奈良県規則第四十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。